

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社およびそのグループのコーポレート・ガバナンスに関しては、法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針として「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を定め、さらなる企業倫理の確立と社会責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、内部統制・コンプライアンス委員会と内部監査室を中心に、内部統制システムの評価およびその維持・改善を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 - 4 議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】

当社は、議決権電子行使プラットフォームの採用や招集通知の英訳は行っておりません。今後、当社の株主構成に占める機関投資家や外国人株主比率を踏まえ、検討してまいります。

【補充原則3 - 1 - 2 英語での情報開示・提供】

当社は、株主における海外投資家等の比率を踏まえた結果、アニュアルレポートなどの英語での情報開示は行っておりません。

英語版ホームページは開設しておりますが、今後はアニュアルレポートなどの海外投資家等に対する情報開示については当社の株主構成に占める海外投資家等の比率を踏まえつつ、必要となるコストも勘案し、検討してまいります。

【補充原則4 - 10 任意の仕組みの活用】

当社は、指名・報酬に関する任意の諮問委員会を設置しておりません。指名・報酬について取締役会で審議を行うに先立ち、原案を作成した代表取締役が独立社外取締役に対して事前説明を実施するなど、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

政策保有株式に関する方針

当社が純投資目的以外の目的で保有する株式は、当該株式を保有することで当社グループにとって取引先との中長期的な関係維持、取引拡大等が可能となることにより当社グループの企業価値を高め、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの利益に繋がると考えられるものであることを方針としております。なお、保有の意義・合理性が乏しいと判断される株式については、適宜「保有目的が純投資目的である投資株式」の区分に移動させます。

また、上場株式については保有目的が適切か、投資先企業との円滑かつ良好な関係維持、取引拡大など事業戦略に係る定性的な観点のほか、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証し、継続保有に資するかを毎年検討の上、定期的に取り締役に報告するものとしております。

議決権行使の基準

議決権行使に当たっては、保有目的、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する議案の内容であること、及び当該企業の経営・財政状況を総合的に勘案し、議案ごとに賛否を適切に判断しております。なお、投資先企業の業績等の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反の発生等の事情により、議決権行使にあたり特別な注意を要する場合には、政策保有先との対話を含む様々な方法により、十分な情報を収集のうえ、特に剰余金処分議案、取締役・監査役選任議案、組織再編議案等の議案については留意しつつ賛否を判断いたします。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会決議により「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を定め、公正、透明、自由な競争ならびに適正取引を、また役員服務規程において、当社およびグループ各社の利益と自己の利益が相反する場合には、常に当社およびグループ各社の利益を優先し、競争避止および利益相反取引の避止の義務を負う旨を定め、周知徹底しております。

当社は会社法に基づき、取締役会の承認を得なければ、当社取締役が競業・利益相反取引を行ってはならない旨を取締役会規則で定め、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しており、また、競業・利益相反取引の結果等についても取締役会へ報告することを取締役会規則で定めております。関連当事者間の取引の有無については、取締役・監査役に対して事後的かつ継続的にチェック出来るよう、年度毎に関連当事者との取引調査書の提出を義務付け、漏れが無いよう万全を期し、関連法令に基づき、適時適切に開示しております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社における企業年金積立金の運用は、国内の複数の資産運用管理機関(以下「運用受託機関」)に委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用受託機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしております。積立金の運用については、定期的に運用受託機関による報告会を開催し、運営全般についての健全性を確認しており、年2回(6月・12月)取締役会において運用状況の報告及び運用方針の決定・変更等の重要事項を審議し、適切に管理を行っております。また、運用に当たり適切な資質を持った人材を育成するため、投資機関各社が実施する各種セミナーに参加させ、必要な業務知識の習得に努めております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 経営理念等、経営戦略、経営計画

経営理念につきましては、株主総会招集通知に記載し、当社ホームページ(URL:<https://www.namura.co.jp>)にも開示しております。これらもあ
らゆる面において「存在感」を示し企業価値を高めてまいります。

中期経営計画につきましては、有価証券報告書等で開示するとともに、決算説明会等を通じ、目標達成に向けた具体的な施策を説明してありま
す。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

<コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方>

本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

<コーポレートガバナンスに関する基本方針>

株主の権利・平等性の確保

・当社は、株主の権利を尊重するとともに、権利行使のために必要な情報を適時・的確に提供し、議決権行使の環境整備に努めることで、株主の
権利・実質的な平等性を確保してまいります。

株主以外のステークホルダーとの適切な協働

・当社は、「存在感」の企業理念のもと、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努め
るとともに、経済活動と地球環境の保全など社会的責任の調和を図りつつ、良き企業市民として地域社会やグローバル社会に貢献できるよう努め
てまいります。

適切な情報開示と透明性の確保

・当社は、適法・適正かつ透明性の高い経営を保ちながら、法令に基づき、四半期ごとに会社の財政状態・経営成績等の財務情報を開示すると
ともに、非財務情報についても迅速、正確かつ公正公平に開示してまいります。

取締役会等の責務

・当社は取締役会において、企業戦略の方向性や重要な業務執行について、十分に審議を尽くした後に決するとともに、当社のために最善の意
思決定を行います。なお、独立性の高い2名の社外取締役(いずれも東京証券取引所規則の定める独立役員)を選任し、当社経営の意思決定の
妥当性および当社経営に対する監督の有効性を確保しております。さらに、取締役会は実効性についての評価・分析を毎年実施することとし、評
価・分析の結果を今後の改善につなげます。

・執行役員制度を採用して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現し、企業価値の
最大化を目指しております。

株主との対話

・株主および投資家と当社との双方向の良好なコミュニケーションを図るために、充実した情報提供と担当役員等による積極的な対話参加に努
め、目的をもった対話を実現してまいります。なお、対話を行うに際して出た意見等については、取締役会に共有されるよう努め、当社の経営に活
かしてまいります。

(3) 取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「[取締役報酬関係]報酬の額またはその算定方法の決定方針の有無」をご参照ください。

(4) 取締役等の選解任・指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の選解任方針

選任方針

- ・優れた人格を有し、十分な社会的信用を得ていること
- ・当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していること
- ・客観的に分析、判断する能力に優れ、先見性を有していること
- ・全社的な見地から積極的に自らの意見を申し述べるができること
- ・会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

解任方針

上記選任方針と相違する事情が取締役に生じた場合は解任する方針とする。

取締役候補者の選解任手続

選任の場合

・各取締役が各方面よりご意見をいただき、取締役としての職務を適切に遂行できる人物を選任し、当該選任案を取締役会で決議のうえ、株主総
会に付議する。

解任の場合

上記選任方針と相違する事情が生じたことを認めた取締役は、速やかに取締役会に報告し、当該解任案を取締役会で決議のうえ、株主総会に
付議する。

監査役候補者の選解任方針

選任方針

- ・優れた人格を有し、十分な社会的信用を得ていること
- ・企業経営や法務、会計等の専門的な領域における豊富な知識および経験を有していること
- ・公正、不偏の姿勢を貫き、中立、客観的な視点で監視する能力を有すること
- ・全社的な見地から積極的に自らの意見を申し述べるができること
- ・会社法第335条第1項に定める監査役の欠格事由に該当しないこと

解任方針

上記選任方針と相違する事情が監査役に生じた場合は解任する方針とする。

監査役候補者の選解任手続

選任の場合

- ・取締役が各方面よりご意見をいただき、監査役としての職務を適切に遂行できる人物を選任する。
- ・当該選任案を監査役会の同意を経たうえで、取締役会で決議し、株主総会に付議する。

解任の場合

上記選任方針と相違する事情が生じたことを認めた取締役及び監査役は、速やかに監査役会及び取締役会に報告し、当該解任案を取締役会
で決議のうえ、株主総会に付議する。

(5) 経営陣幹部の個々の選解任・指名理由

個々の選解任理由に関しては、株主総会招集通知に記載し、当社ホームページ(URL:<https://www.namura.co.jp>)にも掲載します。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定については、取締役会において代表取締役および執行役員等に対し執行手続を含め決裁に関する権限等を定量的・定性的な観点から社内規程に定め、業務項目ごとに委任しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、社外取締役および社外監査役の選任にあたり、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

- (ア) 現在または過去10年間に於いて、当社および当社の子会社(以下「当社グループ」という。)の業務執行者(注1)であった者
- (イ) 当社グループを主要な取引先とする者(注2)またはその業務執行者
- (ウ) 当社グループの主要な取引先(注3)またはその業務執行者
- (エ) 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)またはその業務執行者
- (オ) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者
- (カ) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- (キ) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- (ク) 当社グループから多額の寄付(注5)を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- (ケ) 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
- (コ) 過去3年間に於いて、上記(イ)から(ケ)までに該当していた者
- (サ) 上記(イ)から(コ)に該当する者(重要な地位にある者(注6)に限る)の配偶者または二親等以内の親族

(注1)業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人等の業務を執行する者をいう。

(注2)当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する者をいう。以下同じ。)であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先グループの年間売上高の2%を超える者をいう。

(注3)当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間売上高の2%を超える者、直近事業年度における借入額が、当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。

(注4)多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう。)

(注5)多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付をいう。

(注6)重要な地位にある者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人または会計事務所所属する者のうち公認会計士、法律事務所所属する者のうち弁護士、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社では、取締役会の規模を迅速な意思決定を継続して推進していくために適切なものとするべきであると考えております。また、その構成については、各事業の経営や喫緊の課題に精通し、これらに適應するために必要な知識・経験・能力やグローバルな視点を備えた構成となるよう、適切な人材を配置するべきであると考えております。現在の当社取締役会の規模及び構成は、このような考え方に適合したものであり、今後も引き続きかかる考え方を踏襲してまいります。

【補充原則4 - 11 - 2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社は、他の上場会社の役員との兼任を含めた取締役および監査役の兼職状況を、「株主総会招集ご通知」の事業報告等の開示書類において毎年開示しております。

当社取締役および監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社を兼任する場合には、合理的な範囲内にとどめるよう努めております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社においては、次のとおり取締役会の実効性評価を行いました。

1. 評価項目

コーポレートガバナンス・コード基本原則4の趣旨を踏まえて、取締役会の構成・運営・審議、ガバナンス・報酬のあり方、ステークホルダーとの対話、経営人材の育成など企業統治における重要なテーマを評価項目としました。

2. 評価手法

上記評価項目について、取締役、監査役に対して記名式のアンケートを行い、その結果を取締役会において分析、検討しました。

3. 評価結果

次項以外に取締役会全体の実効性に関する課題の指摘はなく、実効性は確保されていると評価しました。

4. 評価により認識した課題への対応

取締役会が会社経営に係る重要課題に集中して十分な議論を行うため、取締役に対する情報提供のタイミングや資料の質・量などについての見直しに取り組み、一定の効果を得ていますが、なお議案についてはグループの事業規模の変化等に併し常に見直しが必要であるとの意見がありましたので、さらにこれらに対応してまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、社外役員を含め、取締役及び監査役として期待される役割・責務を全うできる者を選任しております。

内部昇格者については、役員就任後または役員候補者の段階から、経営者として習熟しておくべき会社法等の法的知識に関する情報や、期待される役割・責務を適切に果たすためのトレーニングを、それぞれに適した内容で提供する方針にしております。

また、社外取締役及び社外監査役に対しては、就任時に、当社の企業理念やグループ事業の内容等について説明を行うとともに、工場視察等の機会を設ける方針にしております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、投資家説明会等で、代表取締役社長、グループ最高財務責任者、技術担当役員等が積極的に対話に臨むなど、経営戦略・事業戦略・技術戦略・財務情報について、公平性・正確性・継続性を重視し、双方向の良好なコミュニケーションを図るIR(インベスター・リレーションズ)活動を展開しております。

また、個別対応として、個人株主の皆様との対話については経営管理部が、機関投資家の皆様との対話については企画部が窓口となり、両部

門で協議し連携して対応する方針としております。

なお、社長は勿論のこと、窓口となる経営管理部・企画部は、個人株主、機関投資家との対話に際しては、インサイダー取引規制を十分認識した上で、対話の時期・内容について十分注意し対応します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金株式会社	5,027,656	7.28
株式会社メタルワン	3,050,080	4.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,382,400	3.45
株式会社三菱UFJ銀行	2,232,900	3.23
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NVI01	2,089,300	3.02
株式会社商船三井	2,066,700	2.99
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	1,749,100	2.53
エア・ウォーター株式会社	1,658,200	2.40
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	1,639,800	2.37
大和工業株式会社	1,626,300	2.35

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 2018年7月27日付で日本バリュー・インベスターズ株式会社は当社の主要株主となりましたが、2019年4月26日付で当社の主要株主でなくなっております。
- 2019年6月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、日本バリュー・インベスターズ株式会社が同年5月31日現在で当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として同年3月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- 新日鐵住金株式会社は、2019年4月1日をもって日本製鉄株式会社に商号変更をしております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特筆すべき事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鈴木 輝雄	弁護士													
古川 芳孝	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 輝雄		独立役員	裁判官・弁護士としての経験・識見が豊富であり、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断しております。 <独立役員指定理由> 裁判官・弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断されます。

古川 芳孝	<p>独立役員 当社は、古川芳孝氏が教授を務める九州大学に対し、研究支援目的の寄付を行っております。当社は、当社グループから過去3事業年度の平均が年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を受けている団体に所属する者ではないことを独立性判断基準の1つとしておりますが、同大学への寄付はこの基準に抵触していません。</p>	<p>九州大学大学院の教授として船舶に関する研究等をしており、船舶の専門家としての経験・識見が豊富であり、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断しております。 <独立役員指定理由> 九州大学大学院の教授として船舶に関する研究等をしており、船舶の専門家としての経験・識見が豊富であり、業務執行から独立した立場で当社経営の重要事項の決定に有用な意見・助言をいただける経験と能力を有しており、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断されます。</p>
-------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会の監査報告および連結計算書類監査報告を形成するにあたっては会計監査人から直接説明と報告を受けるほか、必要ある都度質疑応答、意見・情報の交換の場を持っております。

また、当社は社長直轄の独立組織として内部監査室を置いており、監査役と緊密に連携しつつ業務を行っております。内部監査室は内部監査の結果を監査役に対しても報告するほか、監査役の要望した事項については監査を実施し、結果を報告いたします。また、監査役会の要請があれば、内部監査室員に監査役の職務の補助をさせる体制にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
荒木 勝	公認会計士													
山下 公央	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒木 勝		独立役員	公認会計士としての専門的見地から監査役として経営の監視機能を十分果たすと判断しております。 <独立役員指定理由> 公認会計士としての専門的な見地があるなど、会社経営を監視し、監督する十分な見識を有しており、独立した視点からも、監視機能を十分果たすと判断されます。
山下 公央		特になし	(株)UFJホールディングス(現(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ)執行役員、カブドットコム証券(株)社外取締役(取締役会長)など、豊富な経験を有しており、監査役として経営の監視機能を十分果たすと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役および監査役(社外取締役および社外監査役を除く)ならびに従業員の定年年齢基準日以降在任する執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

経営改革の一環としての役員報酬体系の見直しに伴い、取締役および監査役ならびに従業員の定年年齢基準日以降在任する執行役員の報酬と当社の業績および株主利益の連動性を一層高めることを目的として、当社の取締役および監査役(社外取締役および社外監査役を除く)ならびに従業員の定年年齢基準日以降在任する執行役員に対して新株予約権を発行するものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役9名に対し183百万円を支払っております。(数値は2018年度実績であります。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容および決定方法は以下の通りです。
当社の取締役の報酬は、株主の皆様の負託に応えるべく、適切な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点から考慮し、取締役の職位や職責の大きさを踏まえた報酬体系、報酬水準とする方針を基に各取締役の報酬等の額を取締役会で協議の上決定しております。
社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬となる月額報酬、業績連動報酬(賞与)および株式報酬型ストックオプションをもって構成するものとしております。株式報酬型ストックオプションは、当社グループの中長期的な成長と企業価値向上のためのモチベーションを高めるとともに株主との利害の共通化を促進するという観点から付与しております。

社外役員の報酬は、その役割・職務の内容を勘案し、業績連動を伴わない固定報酬としております。

取締役の報酬等につきましては、株主総会の決議により取締役の報酬等総額の各限度を決定しております。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議の年月日、決議の内容および当該決議に係る役員の員数は以下の通りです。

取締役の報酬限度額(賞与を含む)については、2010年6月24日開催の第111回定時株主総会において年額300百万円(ただし、使用人分給とは含まない)の範囲内で取締役会に一任する旨の決議をいただいております。(同定時株主総会終結時の取締役の員数は7名です。)

社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬限度額については、2012年6月26日開催の第113回定時株主総会において年額120百万円(ただし、使用人分として付与される株式報酬型ストックオプションは含まない)の範囲内で取締役会に一任する旨の決議をいただいております。(同定時株主総会終結時の社外取締役ではない取締役の員数は7名です。)

なお、当事業年度における当社の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は以下の通りです。

当事業年度におきましては、2018年6月21日開催の取締役会において、取締役基準報酬月額および各取締役の報酬等の具体的金額について代表取締役社長に一任する旨の決議をしております。代表取締役社長は、独立社外取締役に対して事前説明を実施するなど、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

また、業績連動報酬(賞与)に係る指標と当該指標を選択した理由、業績連動報酬の額の決定方法は以下の通りです。

業績連動報酬(賞与)は、当グループの業績と直接連動させるため、前年度の営業利益の金額を指標とするほか、当年度の営業利益予想金額、剰余金の配当、事業環境と以降の見通し等を総合的に勘案した上で支給の是非を決定します。業績連動報酬(賞与)の額は、各取締役の役位・職責に基づいて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬(賞与)につきましては、前年度(2018年3月期)の連結営業損益が19,418百万円の損失であったため、支給していません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役がより実効性のある監督・監査を行える体制を確保する等のサポート体制をとっております。また、電子メール等を用いて取締役等と常に意見や情報を交換できる状態にあります。取締役会の開催に際しては、資料等の事前配付を行うことにより十分に内容を検討した上で、出席できるようにしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 名

その他の事項

制度はありますが、現在は対象者がいません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係る経営管理組織体制等の状況は次の通りであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、独立性の高い2名の社外取締役(いずれも東京証券取引所規則の定める独立役員)を選任し、当社経営の意思決定の妥当性および当社経営に対する監督の有効性を確保しております。さらに、取締役会は実効性についての評価・分析を毎年実施することとし、評価・分析の結果を今後の改善につなげます。

なお、当社は取締役の定員を15名以内とする旨を定款で定め、取締役の選任決議について株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。また、株主総会の円滑な運営を行うため、株主総会の特別決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

また、執行役員制度を採用して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現し、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執行し、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

当社は自己の株式の取得につきましては、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。また、株主への機動的な利益配分を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨定款に定めております。

企業グループの経営状況の監督につきましては、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3ヶ月に1回執行役員会場で担当の取締役または執行役員より、また、6ヶ月に1回開催される部長・関係会社報告会場でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役および各社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

内部監査につきましては、内部監査室が中心となり、内部統制の監査とともに業務の執行が各種法令に基づき適法に処理されているかを監査し、指導・是正・勧告などを行っております。取締役、監査役とも協議し、必要に応じて会計監査人、顧問弁護士等外部機関を交えて検討を重ねた上で、適正に判断する体制をとっております。

監査役の業務監査および会計監査につきましては、常勤監査役が取締役・執行役員会の他部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続につきましても審議段階から意見を述べることであり、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意見の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役2名が非常勤の社外監査役であり、いずれの社外監査役とも当社の間に取引関係その他利害関係はありません。監査役の報酬につきましては、監査役5名に対し31百万円を支払っております。(数値は2018年度実績であります。)

また、会計監査人は有限責任監査法人トーマツであります。会計監査人と当社との間には、特別な利害関係はなく、当社の監査を行う業務執行

社員については一定期間を超えて従事することのないよう、措置がとられております。監査業務を執行した公認会計士は同法人の藤川賢氏、藤井秀吏氏のほか、公認会計士10名、会計士試験合格者4名、その他3名となっております。(会計監査は2018年度実績であります。)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は取締役会・監査役(監査役会)設置会社であり、取締役会の監視機能強化の観点から社外取締役を2名選任しております。社外取締役が客観的に当社の意思決定および業務執行を監督することで企業価値を高めることができると考えております。また、監査役が取締役会のほか執行役員会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べるができる体制をとっているほか、常勤監査役が部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続きにつきましても審議段階から意見を述べるができることとして監査機能の強化を図り、また執行役員制度を採用することにより、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現しております。

当社では、社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準を定めております。(当該基準につきましては、本報告書の「[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]をご参照ください。」)

1. 当社は以下のとおり、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。

(1) 社外取締役(2名)は、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で取締役会に出席し、客観的に当社の意思決定および業務執行を監督することにより、経営監視の実効性を高めております。鈴木輝雄氏につきましては、株式会社スバンドニクス、ピー・アンド・ジー株式会社およびプロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社と人的関係、資本関係、取引関係及びその他利害関係を有するものではありません。同氏は裁判官・弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断しております。古川芳孝氏につきましては、九州大学大学院教授および公益社団法人日本船舶海洋工学学会理事を兼任しております。当社は、九州大学に対し、研究支援目的の寄付を行っておりますが、金額が僅少であり、当社の定める独立性判断基準に抵触しておらず、当社と特別な利害関係を有するものではありません。同氏は九州大学大学院の教授として船舶に関する研究等を行っており、船舶の専門家としての経験・識見が豊富であり、業務執行から独立した立場で当社経営の重要事項の決定に有用な意見・助言をいただけると判断しております。

(2) 各監査役は職歴、経験、知識を生かして、適法性の監査に留まらず、外部者の立場から経営全般につきまして大局的な観点で助言を行っております。

(3) 常勤監査役(2名)は、社内に精通し経営に対する理解が深く、適法性監査に加え、取締役会のほか執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続きにつきましても審議段階から意見を述べるができることとし、経営監視の実効性を高めております。

(4) 非常勤監査役(2名)は、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で取締役会に出席し、取締役の職務執行につきまして必要に応じて質疑応答を行うことにより、経営監視の実効性を高めております。荒木勝氏につきましては、株式会社梅の花の社外取締役を兼任しておりますが、当社と人的関係、資本関係、取引関係及びその他利害関係を有するものではありません。同氏は公認会計士としての専門的な見地から社外監査役・独立役員としての職務を適切に遂行することができると判断しております。山下公央氏につきましては、株式会社NSD社外取締役およびセルソース株式会社監査役を兼任しておりますが、当社と人的関係、資本関係、取引関係及びその他利害関係を有するものではありません。同氏は長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、リスク管理、財務会計に関する相当程度の知見および取引管理の知見を有しているため社外監査役として経営の監視機能を十分果たし得ると判断しております。

なお、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

2. 経営監視機能の強化に係る具体的な体制及び実行状況は、以下のとおりであります。

(1) 当社は、社外取締役および監査役がより実効性のある監督・監査を行える体制を確保し、内部統制システムが適正に機能する体制を整えております。

(2) 各監査役は、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等の監査に加え、担当取締役及び重要な使用人と適宜意見交換を行う等、経営監視の強化に努めております。

従って、社外取締役または監査役の果たす役割および機能により、経営監視機能の客観性・中立性が確保され、当社のコーポレート・ガバナンスは効率的に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を総会開催日の3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できるよう日程に配慮しており、株主総会集中日を避けた開催日の設定に努めております。
その他	早期情報開示の観点から、当社ホームページ等に招集通知を発送前に掲載しております。 また、招集通知のビジュアル化や株主総会の報告事項のビジュアル化に取り組んでおり、当社のご理解を深めていただけるよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回、社長をはじめ経営陣が当社の業績・現状・将来の展望などを直接、説明する場を設けております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のHP内「IR情報」の項目にて公開しております。 電子公告、決算情報、株主総会情報、財務ハイライト、株価情報(野村証券(株)提供)、当社の財務情報に関する問い合わせ窓口などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画部がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「株式会社 名村造船所 行動憲章および行動指針」において社会貢献や地球環境への積極的取り組み、従業員の個性の尊重と安全で働きやすい環境の整備、などの項目を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステム、ISO14001を取得し、継続的な改善を行い、地域周辺環境への配慮と無駄を排した資源の有効利用に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に関する法令や証券取引所規則等を遵守することは当然のこととして、「株式会社 名村造船所 行動憲章および行動指針」において、適時に公正な情報開示を行うなど、株主・社会に対してオープンな経営を目指すこととしています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制の整備

2017年9月29日の取締役会において内部統制システム構築の基本方針の見直しを決議しました。以下、決議全文を掲載いたします。

当社は会社法第362条および会社法施行規則第100条の定めに基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項(以下、内部統制システムと称します)を以下のとおり定めております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役および使用人の基本的責務と定め、社内通達、社員研修その他の方法により周知徹底を図っています。
- (2)取締役の職務執行の公正性等を監督する機能強化のため、独立した立場の社外取締役を選任しております。
- (3)内部監査室が法令、定款、社内規程等の遵守状況を計画的に監査し、その結果を内部統制・コンプライアンス委員会のほか取締役会および監査役に報告しています。なお、改善すべき事項を発見したときは、内部統制委員会が改善策を策定し、取締役会に諮るものとします。
- (4)内部統制・コンプライアンス委員会のもと、平素より継続的に社内研修を実施するとともに内部通報制度(申告者に対して不利益となる取り扱いをしない旨を定めた通称「ヘルプ・ハッチ」)を設け、コンプライアンス体制の充実を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、「文書管理規程」を制定し、重要な職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録、保管、保存するものとします。
- (2)取締役および監査役は、保管・保存された文書を随時閲覧することができるものとします。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会が重要な組織・人事および業務分掌ならびに取締役会規則、職務権限規程その他の社内規程を定めて、会社の業務執行を組織的・効率的にかつリスク管理に意を用いて執行し得るように努めています。
- (2)取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しを行っています。また、重要な事項については、機関決定に先立ち自由討議方式で検討を重ねることとしています。
- (3)代表取締役社長の諮問機関として執行役員会を設け、業務執行や取締役会に上程される重要な事項について審議・報告を行うこととしています。また、執行役員会に子会社の業務執行状況や財務状況等を定期的或いは必要に応じて報告するものとします。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)重要な財産の処分および譲受けその他の重要な業務執行の決定を取締役会で行うことを定めており、その審議においては各種リスクの管理に留意しつつ機関決定を行うよう努めています。
- (2)与信リスクその他の取引リスクの管理については稟議事項を定め、関係職位の意見と常勤監査役の意見を徴するものとしています。
- (3)環境、安全衛生面のリスク管理については、環境・安全衛生推進部、ISO事務局を置いて取り組んでおり、今後も充実することとします。
- (4)個人情報の漏洩、インサイダー取引の未然防止のため、規程、マニュアル等を整備し、損失防止の運用管理体制強化に努めております。
- (5)当企業集団の企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「関係会社管理規程」に基づき、業務執行やリスク管理に係る指導・助言を行うものとしています。
- (6)当企業集団の不測の事態に対処するため、「危機管理規程」に基づき、リスクの抽出および予防策を検討するとともに、重大な危機が生じた場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに組織し、危機への対応と迅速な収拾に向けた活動を行います。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下補助使用人と称します)を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役が補助使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1)監査役会の要請がある場合は、内部監査室の室員をして監査役の職務を補助させるものとします。
- (2)補助使用人は、当該補助業務に関して内部監査室長の指揮命令を受けないものとし、その人事異動、人事評価および懲戒処分については、予め監査役の意見を求め、それを尊重するものとします。
- (3)監査役会の要請により任命を受けた補助使用人は、監査役の補助業務に専従するものとし、取締役および使用人が当該補助使用人に対して何ら指揮命令を行うことは出来ないものとします。

6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制および子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- (1)常勤監査役が取締役会のほか、執行役員会、部長会などの構成員となることにより、取締役等から報告を受け、意見を述べることのできる体制を確保しています。
- (2)取締役は当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実を速やかに監査役に報告するものとします。

7. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、取締役および使用人が監査役に報告するための体制

- (1)6の(1)に記載のとおり、取締役等と常勤監査役の意見を交換する体制を設け、監査役が実効性のある監査を実施できる体制を確保します。
- (2)監査役が何時でも、代表取締役社長その他の取締役および使用人に対して質疑応答その他意見交換を行うことができる体制を確保します。なお、監査役に報告や情報提供を行った者に対し解雇その他のいかなる不利益扱いを行わないこととしています。
- (3)内部監査室は、監査役と緊密に連携し、内部監査の結果を監査役に対しても報告するほか、監査役の要望した事項については監査を実施し、結果を報告するものとします。
- (4)監査役が職務の執行に係る費用は会社が負担するものとします。

8. 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の経営状況につき3カ月に1回(重要な子会社については毎月)、担当する取締役および執行役員執行役員会への報告を義務付け、各子会社の経営方針および経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努めます。
- (2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」に従い、子会社各社における経営上の重要な案件については、事前協議の上、当社の取締役会で意思決定します。

(3)子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しを行っています。

(4)子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(ア)監査役と連携して当社の内部監査室による各子会社の監査を毎年実施し、法令、定款、社内規程等の遵守状況やリスク管理体制を確認しながら、各子会社の内部統制システムの整備および運用に継続して取り組みます。

(イ)内部統制・コンプライアンス委員会のもと、平素より子会社に対しても研修を実施するとともに、子会社使用人も当社の内部通報制度を利用できるようにしており、企業集団全体でのコンプライアンス体制の強化に努めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」において、「反社会的勢力に対しては、断固とした態度で臨み、反社会的行為の排除に取り組む」ことを定め、反社会的勢力に対する当社の姿勢を明確に示しており、社内外の声を常時把握し、実効性ある社内体制の整備を行い、企業倫理の徹底を推進しております。

また、反社会的勢力の対応部門を定め、警察・弁護士等の外部の専門機関とも連携を図りつつ対応するとともに、反社会的勢力に関する情報を収集・管理しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

一 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式等の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式等の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式等の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、1911年(明治44年)の創業以来今日まで、「存在感」を経営理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおります。

その間、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年にわたり安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、お客様の様々な個別のニーズにお応えできる幅広い製造能力を保持することにより受注の維持・拡大を図る一方、高品質な製品供給の前提となる資機材を安定的に調達できる体制を整え、製造拠点における生産効率の向上を図ること等により、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

第一に、わが国の主要海運会社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にあります。この相互信頼は、納期遵守や品質管理等への信頼はもとより、双方の中・長期的発展を志向した取引関係を長年にわたって堅持することではじめて得られたものであり、今後も相互信頼関係を維持発展させるという方針維持とその努力が不可欠であります。このような信頼関係は、後述の製造面の信頼に加えて営業方針を含む当社経営方針そのものに由来するものであると認識しております。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする船用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要です。特に、新造船事業においては、船種等により異なりますが、受注から引渡しまで3年から5年超を要することがあり、その間、鋼材をはじめとする資機材を適時に適切な価格で安定的に確保・調達することが当社製品の安定供給、品質の確保および収益性の維持のために極めて重要となります。船用資機材供給者をはじめとした取引先との間の長年の取引により育まれた信頼関係や安定的な取引関係があってこそ、適切な資機材の安定的な確保・調達が可能となります。

第三に、顧客ニーズを的確に捉えた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウです。特に、当社の船舶の製造は個々の顧客ニーズに対応することが要求される単品受注生産であるため、受注の維持・拡大を図るためには、顧客の個別のニーズを的確に捉え商品として具現化する開発力・設計力、溶接等の従業員(特に熟練工)の特殊技能等に代表される技術力、生産計画どおりに作業を進める生産管理能力が必要不可欠であります。当社がこうした技術力・ノウハウを維持し、さらに発展させていくためには、技術力を有する従業員の確保に加え、長年にわたる経験と的確な状況判断力を有するベテラン従業員から若手従業員への指導と技術・技能の伝承が必要です。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要です。当社は、1974年に佐賀県の伊万里市に進出して以来、周辺の大学からの専門的技術者の採用や地元高校等からの継続的な人材採用により、働き甲斐のある職場を提供しております。また、当社は、地域活動への積極的な参加・協賛を重ねることにより、地域社会の発展に良き企業市民として貢献しております。こうした地域社会との良好な相互関係を維持発展させる姿勢と伝統が、当社の技術力や顧客・取引先との信頼関係を基礎付け、ひいては企業価値を向上させるための重要な一要素となっております。

以上のように、当社は、顧客、船用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けております。

(2) 企業価値向上のための取組み

新たに2017年度から2019年度までの3ヶ年間の中期経営計画「攻めて勝つ！」を策定し、国内外の同業他社との厳しい競争に打ち勝つために将来に向けた成長戦略に積極的に取り組む方針を掲げました。新造船事業における厳しい市場環境を競合他社との差別化の好機と捉え、グループ全体として戦略的かつ積極的な受注を展開し、コスト競争力と生産性、技術開発力、品質の向上を図り、顧客満足度のさらなる改善に努めてまいります。また修繕船事業、機械事業、鉄構陸機事業、その他事業につきましても、急速かつ多様な環境変化への対応力や技術力を強化することで事業基盤を強化し、各事業における強みを活かし弱みを克服し、収益構造の安定化に努めてまいります。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針として「株式会社名村造船所行動憲章および行動指針」を定め、さらなる企業倫理の確立と社会責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、内部統制・コンプライアンス委員会と内部監査室を中心に、内部統制システムの評価およびその維持・改善を行っております。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次のとおりであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、独立性の高い社外取締役を2名選任し、当社経営

の意思決定の妥当性および当社経営に対する監督の有効性を確保しております。さらに、取締役会は実効性についての評価・分析を毎年実施することとし、評価・分析の結果を今後の改善につなげます。

また、執行役員制度を採用して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現し、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執り行い、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3ヶ月に1回執行役員会の中で担当の取締役または執行役員より、また、6ヶ月に1回開催される部長・関係会社報告会の中でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

監査役の業務監査および会計監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べることであり、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意見の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役2名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社の間取引関係その他利害関係はありません。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記一の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保することを目的とし、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

なお、対応方針の詳細については、2017年5月12日付「当社株式等の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について」をご参照ください。

(当社ホームページ：<https://www.namura.co.jp>)

四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(1)基本方針の実現に資する特別な取組み(上記二の取組み)について

上記二に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記三の取組み)について

・当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

・当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ア)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

(イ)株主意を重視するものであること

(ウ)独立委員会による判断の重視と情報開示

(エ)合理的な客観的要件の設定

(オ)第三者専門家の意見の取得

(カ)デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではないこと

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る基本方針

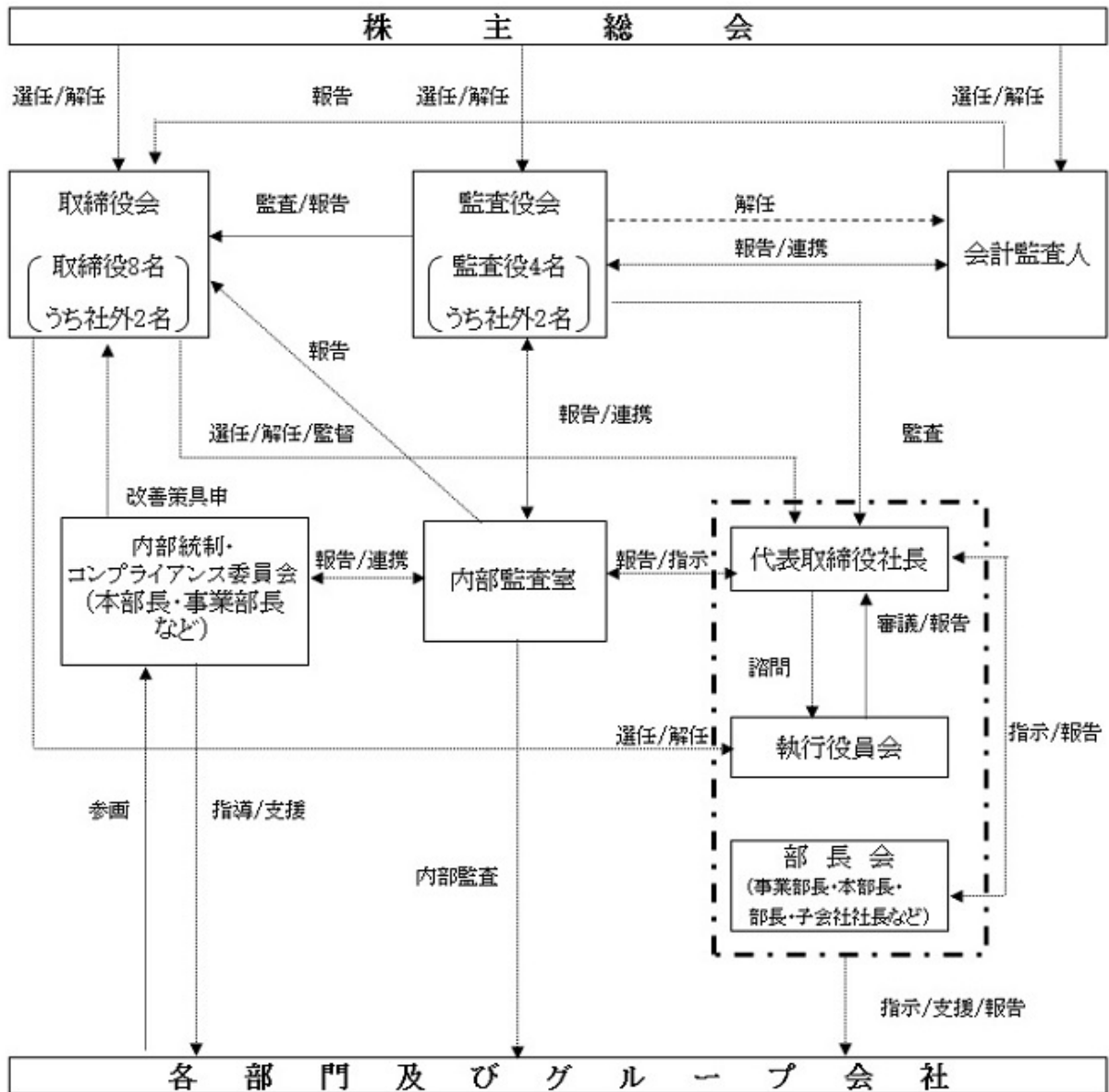
当社は、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針である「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」において、株主や社会に対し適時・適切かつ公正な情報開示を行うことを明記しており、会社情報の開示は、上場会社としての重要な責務と認識し、会社情報の適時開示を確実に実施してまいります。

2. 適時開示に係る社内体制

(1)当社およびそのグループの会社情報については、情報管理担当取締役(経營業務本部長)および情報開示担当部署である経営管理部と取締役会の事務局であり社内決裁手続きに係る主管部門である企画部が中心となって収集・管理することとしております。

(2)情報管理担当取締役(経營業務本部長)は、関係法令および証券取引所の規則等に基づき、収集された会社情報の開示の必要性等を検討し、その結果、適時開示すべき会社情報は、取締役会の承認または報告等を経た後、直ちに経営管理部が証券取引所の適時開示システムにて開示することとしております。また、同様の会社情報は、企画部にて当社ホームページにおいても開示されます。

【コーポレート・ガバナンス体制(模式図)】



【当社の適時開示体制の概要図】

